

(公財)日教弘教育文化事業
日教弘岩手支部「児童生徒文化・スポーツ顕彰」募集要項

この事業は、県内の教育文化団体等が、児童生徒の顕著な活躍や優秀な作品を顕彰する事業に対して助成を行う事業です。令和5年度は、以下の要領で実施します。

1 主催

公益財団法人 日本教育公務員弘済会岩手支部

2 趣旨

文化・スポーツ分野において、県内の教育文化団体等が、児童生徒の顕著な活躍や優秀な作品を顕彰する事業を助成し、教育文化振興の発展に寄与します。

3 募集対象及び対象事業

県内の教育文化団体等が主催する顕彰事業

4 助成金額

(1) 1件あたり3万円以内とします。

(2) 助成金の使途は、表彰に係る費用（表彰トロフィー、メダルの購入費用等）とし、それ以外の費用は対象外とします。

※ 助成後、対象外費用を使用した場合や、提出書類（申請書や事業報告書等）に不備・不正等があった場合は、返金して頂くことがあります。

5 応募方法

(1) 所定の申請書〔教育文化様式6-1〕を日教弘岩手支部に提出します。

(2) 締切は事業実施の3か月前までとします。

6 選考

以下の選考基準に則り、当支部教育振興事業選考委員会において選考します。

<選考基準>①公益性・社会性：事業が児童生徒への十分な公益性・社会性を有したものである。

②適正性： 内容が、助成の趣旨と適合している。

③必要性： 児童生徒への教育的な必要性が認められる。

7 決定通知と助成金の交付

助成の採否を文書で通知し、助成金を指定口座に振り込みます。

8 受領書と事業報告書の提出

(1) 助成金の受領後に「受領書」を当支部まで提出してください。

(2) 助成金を使用する際には必ず領収書（コピー可）を取り、事業終了後に経過・結果等に関する事業(活動)報告書〔教育文化様式6-2〕を当支部まで提出してください。

9 個人情報の取扱いについて

(1) 申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。

(2) 助成が決定した場合は、申請書に記入された団体名及び事業の様子等を、ホームページ、広報誌等で公表することがあります。

10 その他（留意事項）

(1) 提出された書類等は返却しません。

(2) 選考結果の情報及び採否の理由についての問い合わせには回答しません。

11 問い合わせ先

公益財団法人 日本教育公務員弘済会岩手支部

〒020-0021 岩手県盛岡市中央通3-3-1

TEL 019-624-1508 FAX 019-623-2257 e-mail nk-iwate@hyper.ocn.ne.jp